

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部施設担当 (06-6208-7633)
処分課（担当）名	各区役所 区役所附設会館担当課（指定管理者）
処分の名称	入館の制限
概要	下記の処分基準のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者によって区役所附設会館（代行会館）への入館を断り、又は退館を命ぜられます。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例 第9条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf
処分基準	(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html
備考	代行会館以外の会館の施設については、大阪市区役所附設会館条例第10条（準用）により「指定管理者」を「市長」と読み替えます。